

京都市建設局における電子納品にかかる工事及び業務の評価について

電子納品任意試行期間中の工事及び業務成績評定は、下記のとおり改定する。

1 工事

- (1) 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表の細別「施工管理」の評定 **変更無し**

【担当監督員】【主任監督員】【検査職員】

電子納品の対応ができたと認められた場合は、その他欄の理由に「電子納品が実施された」と記載し、チェックが入ります。

- (2) 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表の細別「創意工夫」の評定 **変更**

【主任監督員】

電子納品任意試行中の工事について、評点 0 点～4 点の範囲で加点する。(ただし、他の項目で加点がある場合は、電子納品での加点を含めて、最大 1 4 点)

	区分	電子納品無し	写真のみ	写真+書類	写真+書類 +図面
評点	エラーなし	0	1	2	4
	エラーあり※	—	—	—	3

※「エラーあり」とは、発注者が、CAD製図基準(案)に準じた図面を受注者に提供できなかった場合に限る。この際、「エラーあり」の図面の提出を認めるものとする。(写真及び書類のエラー状態のままの提出は、原則認めない。)

2 業務 **変更**

業務における評価は、電子納品の対応が出来たと認められた場合、評価項目の評価の視点「的確なとりまとめ」の評定について、加点评価の対象となっていたが、電子納品された成果物全体を勘案して評価するものとする。

3 その他

本評定は、京都市建設局電子納品実施要領(案)(工事編)及び(業務編)(平成 22 年 10 月改定)に基づき電子納品する案件、もしくは平成 22 年 12 月 1 日以降に契約する案件に適用するものとする。
なお、土木請負工事監督・検査諸規程の改定があった場合は、この限りでない。